

感染症と登園停止期間

病名	登園停止
インフルエンザ (*1)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日
麻疹 (はしか)	解熱後 3 日
風疹 (三日はしか)	発疹がなくなるまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶた化するまで
百日咳 (*2)	特有の咳が消失するまでまたは、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
咽頭結膜熱 (プール熱)	症状消失後 2 日
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) (*3)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
流行性角結膜炎 (はやり目) 急性出血性結膜炎 (アポロ)	医師において感染のおそれがないと認められるまで (1 週間程度になります)
腸管出血性大腸菌 (O-157, O-26, O-111 等)	医師において感染のおそれがないと認められるまで
手足口病	発熱なく、本人の食欲元気が戻るまで
伝染性膿痂疹 (とびひ)	炎症症状の強い場合や、化膿した部位が広い場合

(*1) (*2) (*3) : 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」の 2012 年 12 月 3 日改訂に伴い、変更。

* 上記以外の病気は医師の診断によって、登園停止期間を設けさせていただく場合があります。

やしの実保育園 園長

24/12/5